

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年9月16日(2022.9.16)

【公開番号】特開2021-45384(P2021-45384A)

【公開日】令和3年3月25日(2021.3.25)

【年通号数】公開・登録公報2021-015

【出願番号】特願2019-170400(P2019-170400)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 326Z

【手続補正書】

【提出日】令和4年9月8日(2022.9.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板と、前記基板を覆う樹脂性の被覆部材と、を備えた遊技機であって、

前記被覆部材は、放熱機能を有する第1貫通孔と、第2貫通孔と、を複数有し、

前記被覆部材における前記基板側の面を内面とし、前記基板側とは反対側の面を外側とすると、

前記第1貫通孔は、内面側の孔の径が外側の孔の径より大きく、

前記第2貫通孔は、外側の孔の径が内面側の孔の径より大きく、

2つの前記第1貫通孔における中心間の最短距離を第1距離とし、

2つの前記第2貫通孔における中心間の最短距離を第2距離とすると、

前記第1距離は、前記第2距離より小さい、遊技機。

30

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

上記課題を解決するために、本発明の遊技機は、

基板(例えば、サブ基板210)と、前記基板を覆う樹脂性の被覆部材(例えば、サブ基板ケース220)と、を備えた遊技機であって(例えば、段落[0075])、

前記被覆部材は、放熱機能を有する第1貫通孔(例えば、小径貫通孔222)と、第2貫通孔(例えば、大径貫通孔223)と、を複数有し(例えば、段落[0075])、

前記被覆部材における前記基板側の面を内面とし、前記基板側とは反対側の面を外側とすると、

前記第1貫通孔は、内面側の孔の径が外側の孔の径より大きく、

前記第2貫通孔は、外側の孔の径が内面側の孔の径より大きく(例えば、段落[0076])、

2つの前記第1貫通孔における中心間の最短距離を第1距離(例えば、5mm)とし、

2つの前記第2貫通孔における中心間の最短距離を第2距離(例えば、6mm)とすると、

40

50

前記第1距離は、前記第2距離より小さい（例えば、段落〔0076〕）。

このような構成によれば、品質が向上した遊技機を提供できる。

また、本発明の遊技機は、

基板と、前記基板に配置された所定の調整スイッチと、前記基板を覆う基板ケースと、を備えた遊技機であって、

前記調整スイッチは、前記基板に固定された平面視四角形状のハウジングと、前記ハウジングに回転可能に支持されたつまみとを備え、

前記基板ケースにおける前記つまみと対応する位置には、前記つまみを挿通させるための平面視円形状の開口が設けられており、

前記ハウジングの対角線の長さが、前記開口の直径以上となっていることを特徴とする
。

10

20

30

40

50